

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案参照条文

○ 民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

第六百四条 賃貸借ノ存続期間ハ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ賃貸借ヲ為シタルトキハ其期間ハ之ヲ二十年ニ短縮ス

② 前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得但更新ノ時ヨリ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 (略)

2・3 (略)

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をい
い、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

第二百三十八条の二 (略)

2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百三十八条の四第二項の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権の設定若しくは同条第四項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものをしよとすときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 (略)

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2
6 (略)

(普通財産の管理及び処分)

第二百三十八条の五 (略)

2 (略)

3 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

4 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。

5 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

6
8 (略)

○ 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)(抄)

(国有財産の分類及び種類)

第三条 (略)

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員(国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)

第二条第二号の職員をいう。)の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの

四 企業用財産 国において国の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと

3・4 決定したもの
(略)

(処分等の制限)

第十八条 行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。ただし、行政財産である土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、国が地方公共団体若しくは政令で定める法人と一棟の建物を区分して所有するた
めこれらの者に当該土地を貸し付け、又は地方公共団体若しくは政令で定める法人がその経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合においてこれらの者のために当該土地に地上権を設定するときは、この限りでない。

25 (略)

(貸付期間)

第二十一条 普通財産の貸付けは、次の期間を超えることができない。

- 一 植樹を目的として、土地及び土地の定着物(建物を除く。以下この条及び第二十七条において同じ。)を貸し付ける場合は、六十年
 - 二 前号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、三十年
 - 三 建物その他の物件を貸し付ける場合は、十年
- 2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間をこえることができない。

(貸付料)

第二十三条 普通財産の貸付料は、毎年定期に、これを納付させなければならない。但し、数年分を前納させることを妨げない。

(貸付契約の解除)

第二十四条 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これに因つて生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることができる。

第二十五条 前条第二項の規定により補償の請求があつたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、これを会計検査院の審査に附することができる。

2 各省各庁の長は、前項の審査の結果に関し、会計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基き、適当な措置をとらなければならない。

○ 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（抄）
（入出港の届出）

第四条 船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、港長に届け出なければならない。

(びよう地)

第五条 (略)

2 国土交通省令の定める船舶は、国土交通省令の定める特定港内に停泊しようとするときは、けい船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設（以下「けい留施設」という。）にけい留する場合の外、港長からびよう泊すべき場所（以下「びよう地」という。）の指定を受けなければならない。この場合には、港長は、特別の事情がない限り、前項に規定する一定の区域内においてびよう地を指定しなければならない。

3 (略)

(修繕及びけい船)

第八条 (略)

2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 (略)

第二十一条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。)を積載した船舶は、

特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。

2 前項の危険物の種類は、国土交通省令でこれを定める。

(漁ろうの制限)

第三十五条 船舶交通の妨となる虞のある港内の場所においては、みだりに漁ろうをしてはならない。

○ 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律で「重要港湾」とは、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるものをいい、「特定重要港湾」とは、重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、重要港湾以外の港湾をいう。

3・4 (略)

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

一 九の三 (略)

十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾労務者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設

十の二 十四 (略)

6 5 9 (略)

(業務)

第十二条 港務局は、左の業務を行う。

一 5 (略)

五の二 港湾区域内における入港船又は出港船から入港届又は出港届を受理すること。

六 5 十一 (略)

十二 船舶乗組員又は港湾労務者の休泊所等これらの者の福利厚生を増進するための施設を設置し、又は管理すること。

十三・十四 (略)

2 前項第五号の二に規定する入港届又は出港届に関し必要な事項は、港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるものの条例で定める。

3 5 (略)

(規程)

第十二条の二 港務局は、法令又は当該港務局を組織する地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規程を定めることができる。

(業務)

第三十四条 港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第十二条及び第十三条の規定を準用する。

(国が負担し又は補助した港湾施設の譲渡等)

第四十六条 港湾管理者は、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡し、担保に供し、又は貸し付けようとするときには、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、国が負担し、若しくは補助した金額に相当する金額を国に返還した場合、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に

供し、且つ、その貸付が三年の期間内である場合はこの限りでない。
2 (略)

(入出港書類の統一)

第五十条 国土交通大臣は、港湾管理者が受理する船舶の入出港に関する書類の様式の統一を図るため、港湾管理者に対し必要な勧告をすることができる。

(電子情報処理組織の設置及び管理等)

第五十条の二 国土交通大臣は、第十二条第二項(第三十四条において準用する場合を含む。第四項において同じ。)の規定に基づく条例その他の条例又は第十二条の二の規定に基づく規程で定めるところにより行われる一般公衆の利用に供される港湾施設に係る使用の申請、第十二条第一項第五号の二に規定する入港届又は出港届その他の港湾管理者に対して行われる通知であつて国土交通省令で定めるもの(以下この条において「申請等」という。)及び当該申請等に対する処分通知、受理の通知その他の港湾管理者が行う通知であつて国土交通省令で定めるもの(以下この条において「処分通知等」という。)を迅速かつ的確に処理させるため、電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

2・3 (略)

4 電子情報処理組織を使用してする申請等及び処分通知等の様式については、第十二条第二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定める。

5・6 (略)

(直轄工事)

第五十二条 重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の発生防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において国と港湾管理者の協議が調つたときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で次に掲げる港湾工事を自らすることができる。

一 重要港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な水域施設、外郭施

- 設、係留施設又は臨港交通施設として国土交通省令で定めるものの港湾工事
- 二 重要港湾が前号の拠点としての機能を發揮するために必要な港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事
- 三 避難港における水域施設又は外郭施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事
- 四 前三号に掲げる港湾工事以外の港湾工事であつて高度の技術を必要とするものその他港湾管理者が自らすることが困難である港湾工事

2
(略)

(港湾施設の貸付け等)

- 第五十四条 前条に規定する場合のほか、第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設(港湾の管理運営に必要な土地を含む。)は、国土交通大臣(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条の規定による普通財産については財務大臣)において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。

- 2 前項の規定により港湾管理者が管理することとなつた港湾施設については、港湾管理者においてその管理の費用を負担する。この場合において、当該施設の使用料及び賃貸料は、港湾管理者の収入とする。

- 3 前項に定めるもののほか、港湾施設の管理の委託に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条 港湾管理者が設立されたときは、その時において国の所有又は管理に属する港湾施設で、一般公衆の利用に供するため必要なもの(航行補助施設を除く。)は、港湾管理者に譲渡し、貸し付け、又は管理を委託しなければならない。

- 2 前二条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第五十三条後段中「港湾管理者」とあるのは「港湾管理者としての地方公共団体(当該地方公共団体が地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体)又は港務局を組織する地方公共団体」と読み替えるものとする。

(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の七 国は、重要港湾の港湾管理者が港湾管理者以外の者(国を除く。)で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者に対し、特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項の規定によるほか第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

2 前項の特定用途港湾施設は、政令で定める用途に供する岸壁又はさん橋及びこれに附帯する政令で定める荷さばき施設その他の港湾施設で、第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画においてその建設又は改良に関する計画が定められたものをいう。

3 港湾管理者は、第一項の国の貸付けに係る貸付けをしようとする場合においては、政令で定めるところにより、その貸付けを受ける者がその貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときに、当該貸付けを受ける者から加算金を徴収することができる旨をその貸付けの条件に定めたものとする。

4 港湾管理者は、前項の規定により貸付けの条件に定めたところにより加算金を徴収したときは、その徴収した加算金の全部又は一部に相当する金額を、政令で定めるところにより、国に納付するものとする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する償還方法、償還期限の繰上げ及び延長、延滞金の徴収その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

○ 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「港湾運送」とは、他人の需要に応じて行う行為であつて次に掲げるものをいう。

一 荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第五号までに掲げる行為を一貫して行う行為

二 港湾においてする船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸（第四号に掲げる行為を除く。）

三 港湾における貨物の船舶又ははしけによる運送（一定の航路に旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）を就航させて人の運送をする事業を営む者が当該航路に就航する当該旅客船により行う貨物の運送その他国土交通省令で定めるものを除く。）、国土交通省令で定める港湾と港湾又は場所との間（以下単に「指定区間」という。）における貨物のはしけによる運送又は港湾若しくは指定区間における引船によるはしけ若しくはいかだのえい航

四 港湾においてする、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場（水面貯木場を除く。以下単に「荷さばき場」という。）への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくは保管又は貨物の船舶（国土交通省令で定める総トン数未滿のものに限る。以下この号において同じ。）若しくははしけからの取卸し若しくは船舶若しくははしけへの積込み（貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積込みにあつては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行う場合に限り。）

五 港湾若しくは指定区間におけるいかだに組んでする木材の運送又は港湾においてする、いかだに組んで運送された木材若しくは船舶若しくははしけにより運送された木材の水面貯木場への搬入、いかだに組んで運送されるべき木材若しくは船舶若しくははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出若しくはこれらの木材の水面貯木場における荷さばき若しくは保管

六 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明（以下「検数」という。）

- 七 船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定（以下「鑑定」という。）
- 八 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してその貨物の容積又は重量の計算又は証明（以下「検量」という。）
- 2 この法律で「港湾運送事業」とは、営利を目的とするとしないを問わず港湾運送を行う事業をいう。
- 3 この法律で「港湾運送関連事業」とは、営利を目的とするとしないを問わず、他人の需要に応じて次に掲げる行為を行なう事業をいう。
 - 一 港湾においてする、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画、船積貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への貨物の積込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃
 - 二 港湾においてする船積貨物の警備
- 4 この法律で「港湾」とは、政令で指定する港湾（その水域は、政令で定めるものを除くほか、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域をいう。）をいう。
- 5・6 （略）

（事業の種類）

第三条 港湾運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般港湾運送事業（前条第一項第一号に掲げる行為を行う事業）
- 二 港湾荷役事業（前条第一項第二号及び第四号に掲げる行為を行う事業）
- 三 はしけ運送事業（前条第一項第三号に掲げる行為を行う事業）
- 四 いかだ運送事業（前条第一項第五号に掲げる行為を行う事業）
- 五 検数事業（前条第一項第六号に掲げる行為を行う事業）
- 六 鑑定事業（前条第一項第七号に掲げる行為を行う事業）
- 七 検量事業（前条第一項第八号に掲げる行為を行う事業）

（免許の申請）

第五条 (略)

- 一 (略)
 - 二 港湾運送事業の種類
 - 三 港湾(検数事業等に係る場合を除く。)
 - 四 (略)
 - 五 国土交通省令で定める事業計画
- 2 (略)
- 3 国土交通大臣は、申請者に対し、前二項に規定するものの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第六条 (略)

- 一 (略)
 - 二 一般港湾運送事業等にあつては、少なくとも、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに国土交通省令で定める施設及び労働者を有するものであること。
 - 三 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
 - 四 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。
 - 五 当該事業の経理的基礎が確実性を有すること。
- 2 (略)
- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - 二 この法律、港湾運送事業に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。)の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三 (略)

四 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前三号のいずれかに該当する者であるもの

五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(運賃及び料金の割戻の禁止)

第十条 港湾運送事業者は、利用者に対し、收受した運賃及び料金の割戻をしてはならない。

(引渡不能貨物の寄託)

第十三条 一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができなるときは、荷受人の費用をもつてこれを倉庫営業者に寄託することができる。

2 一般港湾運送事業者は、前項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知しなければならない。

(名義利用の禁止)

第十四条 港湾運送事業者は、その名義を他人に港湾運送事業のため利用させてはならない。

(差別取扱等の禁止)

第十五条 港湾運送事業者は、特定の利用者に対し貨物の多寡その他の理由により不当な差別的取扱をしてはならない。

(下請の制限)

第十六条 一般港湾運送事業者は、各月中に引き受けた港湾運送については、第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為の種別ごとに、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送のうち当該種別のものに係る貨物量に国土交通省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る当該種別の行為を自ら行なわな

ればならない。

2 前項の規定の適用については、一般港湾運送事業者がその引き受けた港湾運送を他の港湾運送事業者（当該一般港湾運送事業者が発行済株式の総数の二分の一を超える株式を保有することによりその事業活動を支配するものその他当該一般港湾運送事業者とこれに準ずる国土交通省令で定める密接な関係を有するものに限る。）に下請をさせる場合における当該下請に係る行為は、自ら行つた行為とみなす。ただし、次のいずれかに該当する場合に限る。

一 当該一般港湾運送事業者が当該月中に引き受けた港湾運送に係る第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為のうちいずれかの種別の行為を前項の規定に従つて自ら行つたとき。

二 当該一般港湾運送事業者が当該月中に引き受けた港湾運送に係る貨物量に国土交通省令で定める率を乗じて得た貨物量以上の量の貨物について、コンテナ埠頭その他の国土交通省令で定める施設において第二条第一項第二号又は第四号に掲げる行為を国土交通省令で定めるところにより自らの統括管理の下において行つたとき。

3・4 （略）

5 第一項から第三項までに規定する貨物量の算出の方法は、国土交通省令で定める。

6 国土交通大臣は、港湾運送事業者が第一項、第三項又は第四項の規定に違反していると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、その是正のために必要な事業施設の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

（事業計画の変更）

第十七条 港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 第六条の規定は、前項の認可について準用する。

3 港湾運送事業者は、第一項但書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業計画に定める業務の確保)

第十七条の二 港湾運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

2 国土交通大臣は、港湾運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

(事業の譲渡及び譲受の認可等)

第十八条 港湾運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 港湾運送事業を経営する法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、港湾運送事業を経営する法人が港湾運送事業を行わない法人を合併する場合又は分割により港湾運送事業を承継させない場合は、この限りでない。

3 (略)

4 港湾運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた港湾運送事業を引き続き営もうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5 (略)

6 第六条の規定は、第一項、第二項又は第四項の認可について準用する。

(公益命令)

第十八条の二 国土交通大臣は、災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な港湾運送であり、且つ、自発的に当該業務を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、第十五条の規定にかかわらず、港湾運送事業者を指定して、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一 国土交通大臣の指定した貨物の取扱又は運送をすること。

二 貨物の取扱又は運送の方法又は順位を変更すること。

2 前項の規定による命令で次条の規定による損失の補償を伴うものは、これによって必要となる補償金の総額が、国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内で、これをしなければならない。

(損失の補償)

第十八条の三 前条第一項の規定による命令を受けた者に対しては、その命令を受けたことによつて通常生ずべき損失(その命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失を含む。)を補償する。

2 前項の補償の額は、国土交通大臣がこれを決定する。

3 前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

5 前四項に定めるものの外、損失の補償に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十九条 削除

(事業の停止及び免許の取消)

第二十二条 (略)

一 (略)

二 正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。

三 第六条第二項第一号、第二号、第四号又は第五号の規定に該当するに至つたとき。

(港湾運送関連事業の届出)

第二十二条の三 港湾運送関連事業を営もうとする者は、あらかじめ、港湾ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならぬ。当該届出をした者(以下「港湾運送関連事業者」という。)が当該届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 港湾運送関連事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(料金)

第二十二條の四 港湾運送関連事業者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾ごとに、料金を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財団の組成)

第二十四條 港湾運送事業財団は、次に掲げるものであつて、同一の一般港湾運送事業者等に属し、かつ、一般港湾運送事業等に関するものの全部又は一部をもつて組成することができる。

- 一 上屋、荷役機械その他の荷さばき施設及びその敷地
- 二 はしけ及び引船その他の船舶
- 三 事務所その他一般港湾運送事業等のため必要な建物及びその敷地
- 四 第一号又は前号に掲げる工作物を所有し、又は使用するため他人の不動産の上に存する地上権、登記した賃借権及び第一号又は前号に掲げる土地のために存する地役権
- 五 一般港湾運送事業等の経営のため必要な器具及び機械

(財団設定の制限)

第二十五條 前条第一号又は第三号に掲げる不動産のいずれもが存しないときは、一般港湾運送事業者等は、港湾運送事業財団を設けることができない。

(工場抵当法の準用)

第二十六條 港湾運送事業財団については、この法律に規定するものの外、工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）中工場財団に関する規定を準用する。この場合において、同法第十七条及び同法第四十五条中「工場所在地」とあるのは、「港湾運送事業法第二十四條第一号又ハ第三号ニ掲クル不動産ノ所在地」と読みかえるものとする。

第二十七条 削除

(財団の存続)

第二十八条 港湾運送事業財団は、その所有者が一般港湾運送事業者等でない者になつたことにより消滅することがない。

(職権の委任)

第三十条 (略)

2 次条の規定は、地方運輸局長が前項の規定により委任された国土交通大臣の職権を行う場合には、適用しない。

(はしけ等に関する表示)

第三十二条の二 港湾運送事業者は、港湾運送又は第三十三条の二第一項の運送に使用するはしけ又は船舶に、その氏名、名称その他国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(報告徴収等)

第三十三条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、港湾運送事業者又は港湾運送関連事業者に、はしけの使用その他事業に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、港湾運送事業者又は港湾運送関連事業者の事務所若しくは事業場又ははしけ若しくは引船その他の船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 当該職員は、前項の規定により検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならぬ。

4 第二項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(政令への委任)

第三十三条の三 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 九 (略)

十 第三十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して第三十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

○ 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)(抄)

(設置)

第一条 (略)

2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

一 九 (略)

3 前二項の「港湾整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 九 (略)

(港湾整備勘定の歳入及び歳出)

第四条 港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

一 八 (略)

2 港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。
一 九 (略)

(一般会計からの繰入れ)

第七条 直轄港湾整備事業に関する費用で国庫が負担するもの、一般会計所属港湾関係工事に關する事務費、港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、広域臨海環境整備センター法第二十六條第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金並びに港湾法第五十五條の七第一項、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六條、民間都市開発の推進に關する特別措置法第五條第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に關する法律第十三條第一項の規定による貸付金の額に相当する金額は、毎會計年度、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

2・3 (略)

○ 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に關する法律(昭和五十六年法律第二十八号)(抄)

(公団の権利及び義務の承継等)

第二条 京浜外貿埠頭公団(以下「京浜公団」という。)及び阪神外貿埠頭公団(以下「阪神公団」という。)の一切の権利及び義務(京浜公団に對する政府並びに東京都及び横浜市の出資金並びに阪神公団に對する政府並びに大阪市及び神戸市の出資金に係るものを除く。)は、公団の解散の時に對して、京浜公団に係るものにあつては東京港及び横浜港、阪神公団に係るものにあつては大阪港及び神戸港のそれぞれにつき運輸大臣が指定する法人(以下「指定法人」という。)が、権利及び義務の承継に關し必要な事項を定めた承継計画書に定めるところに従い承継する。

2
1 3 (略)

(指定法人)

第三条 前條第一項の指定は、次の要件を備える法人の申請があつた場合において、東京港、横浜港、大阪港又は神戸港ごとに一を限り、行うものとする。

一 (略)

二 申請者が次の業務を実施することについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。

イ 公団が建設し、又は自ら建設した外貿埠頭の施設のうち、旧公団法第二条第一号に規定する岸壁及び同条第二号に規定する施設(以下「岸壁等」という。)を有償で貸し付けること。

ロ・ハ (略)

三 六 (略)

2 5 (略)

(岸壁等の貸付け)

第四条 指定法人は、岸壁等を貸し付ける場合においては、次に掲げる者に対し、旧公団法第二条第一号に規定する外航貨物定期船(以下「外航貨物定期船」という。)の使用の一単位ごとに岸壁等を一体として貸し付けるものとする。

一 当該岸壁等に係る港湾を航路の起点、寄港地又は終点とする旧公団法第二条第一号に規定する外航貨物定期航路事業(以下「外航貨物定期航路事業」という。)を営む者

二 当該岸壁等に係る港湾について港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第三条第一号の一般港湾運送事業の免許又は許可を受けた者

2・3 (略)

○ 借地借家法(平成三年法律第九十号)(抄)

(借地権の存続期間)

第三条 借地権の存続期間は、三十年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。

(借地権の更新後の期間)

第四条 当事者が借地契約を更新する場合には、その期間は、更新の日から十年(借地権の設定後の

最初の更新にあつては、二十年とする。ただし、当事者がこれより長い期間を定めるときは、その期間とする。